

薬局機能情報提供制度は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、医薬品医療機器等法）第8条の2に基づき、薬局開設者の皆さんから報告いただいた薬局機能情報を県のホームページにおいて公表するとともに、各薬局においても閲覧できるようにしていただく制度です。

令和4年度の定期報告の提出をお願いします。

報告基準日・報告期限

令和4年12月31日における情報を令和5年1月31日（火）までに報告してください。

提出先

各薬局を管轄する保健所へ提出をお願いします。（通知文書に記載）

今回お送りするもの

- ①通知文書
- ②薬局機能情報定期報告の方法とお知らせ（本紙（別添1））
- ③記載要領（別添2）
- ④医療Netさぬき（薬局機能情報）のオンライン確認方法（別添3）
- ⑤医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度についてのお知らせ（別添4）
- ⑥報告書様式1
- ⑦医療機能報告内容確認（薬局）（広域災害・救急・周産期医療情報システム「医療Netさぬき」により現在公表中の薬局機能情報が記載済みのもの）

①～⑤は、
まとめて
綴じてい
ます。

今回の定期報告の手順

- (1) 医療機能報告内容確認（薬局）について、下記の「注意事項」及び記載要領を参考に、修正がある箇所を赤字で加除修正してください。（※表示誤りがある場合がありますので、お手数ですが医療機能報告内容確認（薬局）のすべての項目について、今一度ご確認いただき、誤り等がある場合についても同様に、赤字で加除修正してくださいますようお願いいたします。）

令和4年9月27日付け4薬務第258405号「薬局機能情報提供制度の全国統一システムにおける利用者情報の提供について（依頼）」で提出していただいた利用者情報を「連絡担当者」欄に記載していますので、内容を御確認いただき、変更等がありましたら赤字で加除修正してください。なお、令和4年9月以降に新規開設した薬局等で、連絡担当者欄が空欄の場合は、記入者、所属、連絡先電話番号、電子メールアドレスを御記入ください。

- (2) 報告書様式1に必要事項を記入する。
- (3) 上記(1)(2)を管轄の保健所に提出する。

注意事項

- 1 空欄となっている項目は、赤字で加筆してください。但し、該当しない項目は、「有無」「可否」等の二者択一のを除き、空欄で構いません。前回報告以降、該当しなくなった項目は、赤色の二重線で消してください。
- 2 虚偽の報告を行ったと認められる場合には、是正を求めます。
- 3 「認定薬剤師」の項目への「栄養情報担当者」等、項目の趣旨から外れている記載や、1日の研修受講のみで取得できる資格等は、削除させていただきます。

- 4 県のホームページに公開する際、システムの関係で入力できない漢字がある場合、**略字に置き換えさせていただきます。**

各薬局においても、住民・患者さんが閲覧できるようにしてください。

- 医薬品医療機器等法第8条の2第1項により、自薬局の薬局機能情報を閲覧できるようにすることが義務付けられています。
- 書面で閲覧できるようにする場合は、県へ報告した医療機能報告内容確認（薬局）のコピーを、薬局窓口に設置するなどしてください。
- 書面以外に、下記のような電磁的方法により情報提供することもできます。ただし、この場合は、予めその方法や内容（ファイル形式など）を住民・患者さんに示しておく必要があります。
 - ・電子メールによる提供（例：希望者のメールアドレス宛に情報を送付）
 - ・インターネットによる提供（例：その薬局のホームページ上で公表）
 - ・PC等のモニター画面での表示による提供（例：窓口のパソコンで入力済みの調査票画面を表示）
 - ・電子媒体の交付による提供（例：CD-ROMに入力済みの調査票をコピーし配布）
- なお、住民・患者さんから薬局機能情報についての相談や問合せがあった際には、適切な対応をお願いします。

基本情報等に変更があれば、速やかに変更報告書を提出してください。

- 医薬品医療機器等法第8条の2第2項により、変更報告が義務付けられています（医薬品医療機器等法第10条による変更届とは別に報告が必要です）。
- 変更報告が必要な項目は、右表の10項目です。
- 変更報告が必要な項目以外については、その都度の報告までは不要ですが、希望する場合は、随時報告を受け付けています。
- 提出は、管轄保健所宛てにお願いします。
- 報告書様式及び調査票については、下記香川県ホームページからダウンロードできます。

<変更報告が必要な項目>

- ①薬局の名称
- ②薬局開設者（法人の場合は法人の名称及び代表者）
- ③薬局の管理者
- ④電話番号・ファクシミリ番号
- ⑤営業日・開店時間
- ⑥開店時間外で相談できる時間
- ⑦地域連携薬局の認定の有無
- ⑧専門医療機関連携薬局の認定の有無
- ⑨健康サポート薬局である旨の表示の有無
- ⑩薬剤師不在時間の有無

<報告書様式及び調査票のダウンロード>

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/yakumu/hanbai/kinoujouhou.shtml>

<薬局機能情報のホームページアドレス>

薬局機能情報については、現在、広域災害・救急・周産期医療情報システム「医療Netさぬき」によりインターネット公開しています。

<https://www.qq.pref.kagawa.lg.jp/ir37/qqport/kenmintop/>